

健習発0330第1号  
平成22年3月30日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室長



「日本人の食事摂取基準」（2010年版）の活用について

「日本人の食事摂取基準」（2010年版）については、平成22年4月1日から使用されることとなっており、「食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第86号）が平成22年3月18日に公布され、平成22年4月1日から適用することとされたところであり、平成22年3月18日付け健発0318第2号をもって厚生労働省健康局長から、その改正の趣旨、内容について通知されたところである。

食事摂取基準の活用にあたっては、諸外国でも数多く議論がなされているものの、統一した理論や活用方法は未だ確立しておらず、日本においても、「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）における活用の基礎理論を踏まえ、適切な活用方法を確立していくことが求められている。このため、昨年7月より、食事改善、給食管理を目的とした活用のあり方に関する検討を重ね、今般、別添のどおり、「「日本人の食事摂取基準」活用検討会報告書」が取りまとめられた。

本報告書については、日本人の食事摂取基準の活用を進める上での参考資料として利用されるよう、貴管内関係機関等への周知方宜しくご配慮願いたい。

なお、報告書の全文については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-9.html>）に掲載し、製本した報告書については、別途送付することとしているので、ご活用願いたい。

また、「日本人の食事摂取基準（2005年版）の取扱いについて」（平成16年12月28日健習発第1228001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知）は、平成22年3月31日をもって廃止する。